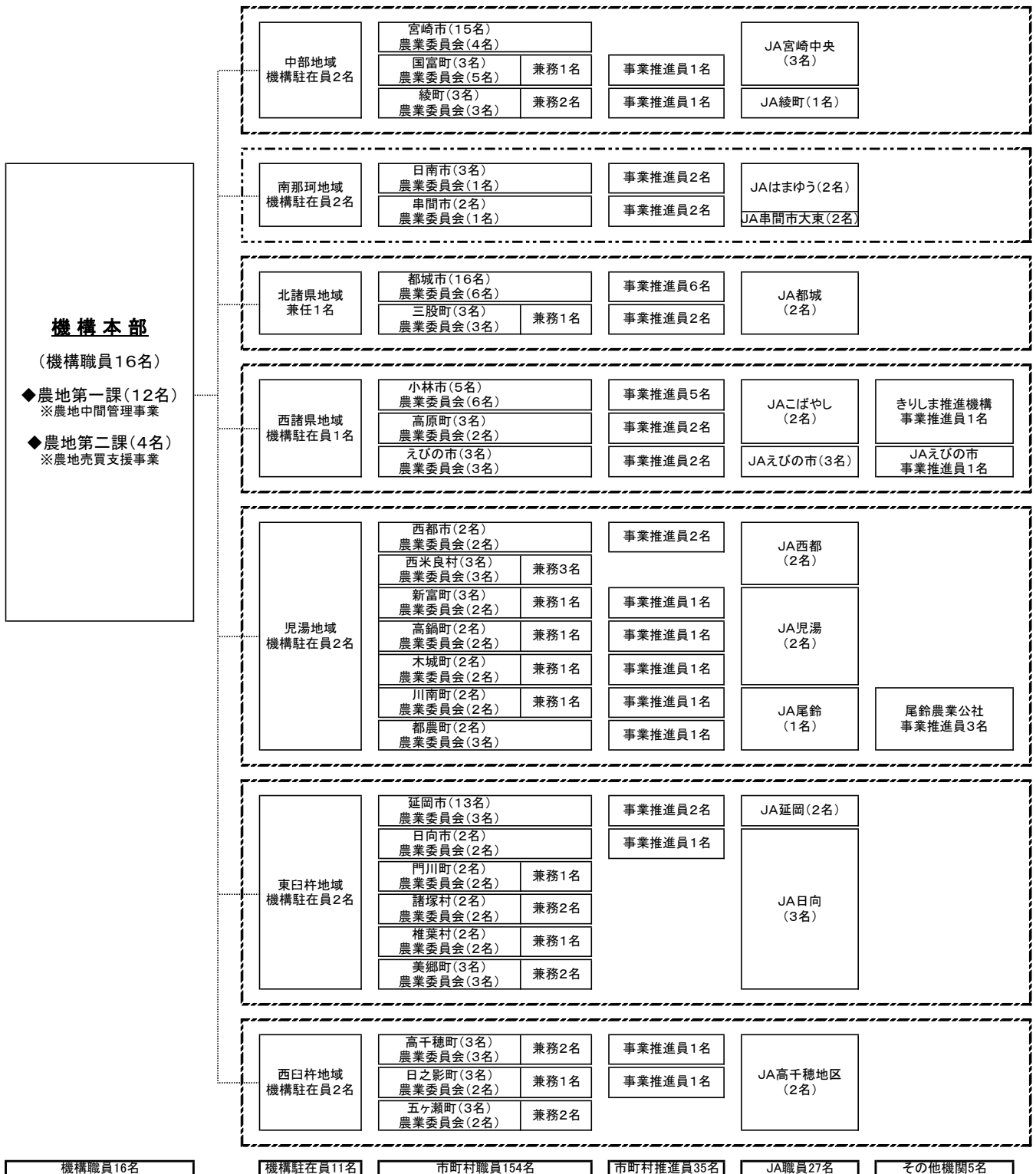


# 宮崎県農地中間管理機構の事業実施体制

令和2年10月

◆機構は、県内7地域に機構駐在員を配置し、各市町村に設置してある「農地中間管理事業推進チーム」と連携を図りながら、それぞれ担当業務を実施している。



## ◆農地中間管理事業関係職員数

### ○機構本部16名

#### 【機構本部の役割】

- 重点実施地区の進行管理
- 農地中間管理事業の啓発・普及(市町村説明会、農業委員説明会等)
- 利用権設定等に関する事務支援
- 利用権設定等の事務(集積計画・配分計画の作成)
- 農地中間管理権を有する農用地等の賃料管理等

### ○機構駐在員11名

#### 【機構駐在員の役割】

- 農地中間管理事業に関する事業啓発及び事業推進
- 各地域における関係機関の連携・調整及び指導
- 各地域における農地に関する農地情報等の収集
- 県主催の担当者会議や各市町村の農地中間管理事業推進チーム会議への参加
- 各地域での地元説明会等への参加
- 各地域における権利設定等の業務支援
- 農用地等の借受希望者のフォローアップ(マッチングに向けたニーズ等の把握)

### ○市町村189名 ○JA等32名

#### 【市町村・農業委員会・JA等の役割】

- 農地中間管理事業の事業啓発
- 機構事業等に関する相談窓口
- 農地情報の収集・整理
- 農地の出し手・受け手の掘り起し
- 重点実施地区での地元説明会等の実施
- 重点実施地区での利用権設定等の事務
- 農用地利用配分計画の作成
- その他農地中間管理事業に関すること